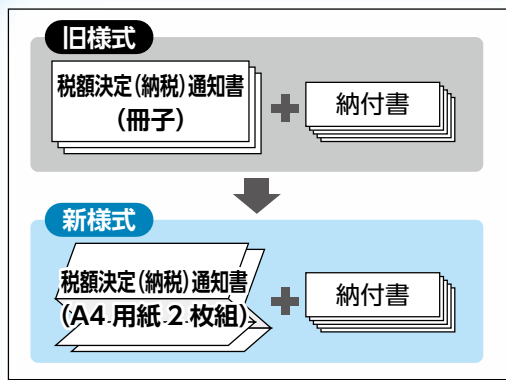


# 地域社会の大切な会費

市では、平成29年度の「市民税・県民税税額決定(納税)通知書」を6月15日(木)に発送します。税金は、さまざまな市民サービスを行う上で、大切な財源です。税金の仕組みをよく理解し、早めの納付にご協力ください。

## 課税方法

平成29年度の市・県民税は、平成28年1～12月の所得から税額を計算して、平成29年1月1日現在の住所地で課税されます。市・県民税は、一定の金額を負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。



○障がい者、未成年、配偶者と死別・離婚し再婚していない人などで、平成28年中の「合計所得金額」が125万円以下の人  
 ○平成28年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人の人  
 28万円×(扶養人数+1)+16万8,000円\*  
 所得割が課税されない人  
 ○平成28年中の「総所得金額等」が次の計算式で求めた金額以下の人の人  
 35万円×扶養人数+1+32万円\*  
 \*計算式中の「16万8,000円」と「32万円」は扶養親族がいる場合に加算されます  
 ※くわしくは市民税課(☎20・1513)へ。

## 公的年金からの特別徴収制度

○均等割：5,000円(市民税3,500円、県民税1,500円)  
 ○所得割：10%(市民税6%、県民税4%)  
 平成29年4月1日時点で65歳以上で、一定の条件を満たした年金所得者の市・県民税は、年金から差し引かれます。対象者には、税額決定(納税)通知書で特別徴収額をお知らせします。また、年金支払者から送付される「年金振込通知書」でも確認できます。

○平成29年度から「市民税・県民税税額決定(納税)通知書」の様式が変わります(左上図)。A4サイズ2枚になり、文字が拡大され読みやすくなります。

## 納税方法

**普通徴収**  
 自営業の人などは、納付書や口座振替で年4回に分けて納税します。

**特別徴収**  
 サラリーマンなどの給与所得者の市・県民税は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。税額などは、給与の支払者を通じて通知します。

年金の支給が停止された場合や、介護保険料が年金から特別徴収されなくなった場合には、市・県民税の特別徴収は中止となり、普通徴収で納税します。ただし、税額が変更になった場合や市外に引越した場合は、一定の要件の下、特別徴収が継続されます。

## 課税されない人

均等割も所得割も課税されない人  
 ○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

## 皆さんからの質問にお答え

**Q1** 平成29年3月20日にA市からB市に引っ越しました。平成29年度の市・県民税はどちらに納めるのでしょうか。

**A1** 平成29年1月1日現在の住所はA市であるため、平成29年度の市・県民税はA市に納めることになります。

**Q2** 夫が平成29年1月2日に亡くなりましたが、平成29年度の税額決定(納税)通知書が届きました。納める必要はありますか。

**A2** 平成29年1月1日現在は存命でしたので、市・県民税が課税されます。この場合は、相続人が納めることになります。

**Q3** 大学生の子どもがアルバイトを始めました。扶養控除の範囲内となる収入は130万円未満ですか。

**A3** 違います。130万円未満というのは、一般的に社会保険の扶養に入ることができる基準であるといわれています。市・県民税や所得税の扶養控除は、給与収入の場合、103万円以内です。